今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、愛媛県との連携による人口減少対策の取り組みとして、子どもを安心して産み育てられることができる環境を整えるため、新生児を養育する子育て世帯に対し、市内登録店舗での商品・サービス等の購入に利用できる応援券を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　対象乳児　令和７年４月１日以後に出生した満１歳に満たない者であって、現に本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳法（昭和42年法第81号）第５条に規定する住民基本台帳に記録されているものをいう。

　(２)　保護者　対象乳児の母又は父（特別養子縁組の場合は正式に縁組が完了した時点で資格を有する。）でその者を現に監護養育し、その者と生計を同じくする者であって、現に本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳法第５条に規定する住民基本台帳に申請の際３月以上継続して記録されている者をいう。

　(３)　対象品目　タオル製品、紙おむつ、授乳用品、ベビーカーなど、乳児に関する用品・サービスをいう。

　(４)　応援券　対象品目の購入費用に充てることができる「今治市子どもが真ん中応援券」をいう。

　(５)　登録店舗　本市が登録した応援券が利用できる店舗をいう。

　（交付の対象）

第３条　応援券の交付対象は、対象乳児の保護者とする。

２　前項の規定にかかわらず、夫婦の両方又は一方が次のいずれかに該当するときは交付対象者としない。

(１)　交付申請日において市税の滞納がある者

(２)　交付申請日において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第　77号）第２条第６号に規定する暴力団員等である者

(３)　他市町から同様の助成金等の交付の決定を受けた者

　（応援券の交付申請）

第４条　対象乳児の保護者（以下「交付対象者」という。）は、応援券の交付を受けようとするときは、「今治市子どもが真ん中応援券」交付申請書（別記様式第１号）（以下「申請書」という。）に、交付対象者の免許証等の本人確認書類及び出生届出済証明欄に出生地の市区町村長の印が押印されている対象乳児の母子健康手帳を添えて、市長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は、当該対象乳児の１歳の誕生日の前日又は出生日の属する年度の翌年度の５月31日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

　（応援券の交付）

第５条　市長は、前条の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、応援券を交付することが適当であると認めるときは、対象乳児の母子健康手帳に、応援券を交付済であることを記載のうえ、交付対象者に応援券を交付するものとする。

２　応援券は、１枚につき1,000円分の対象品目と交換できるものとする。

３　市長は、対象乳児１人につき18万円分（対象乳児の出生時に夫婦共に35歳以下であった保護者には20万円分）を限度として応援券を交付するものとする。

４　応援券の有効期限は、出生した日の属する年度の翌年度の12月31日までとする。

５　応援券の再交付は、行わない。ただし、汚損又は破損した応援券については、「今治市子どもが真ん中応援券」と認識できる場合に限り、当該応援券と引き換えに応援券を再交付することができるものとする。

　（応援券の利用等）

第６条　応援券の交付を受けた交付対象者（以下「受給者」という。）は、登録店舗で対象品目を購入する際に、応援券を利用することができる。ただし、購入する対象品目の総額が利用しようとする応援券の額面の総額を下回る場合は、利用することができない。

２　受給者は、購入する対象品目の総額と利用しようとする応援券の額面との差額を支払わなければならない。

　（応援券の返還等）

第７条　受給者は、対象乳児を監護養育しなくなったとき又は市外へ転出したときは、「今治市子どもが真ん中応援券」返還届出書（別記様式第２号）を添えて、速やかに応援券を返還しなければならない。

２　市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、未使用の応援券があった場合は、返還を命ずることができる。

　(１)　正当な理由なく前項の届出を怠ったとき。

　(２)　応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき。

　(３)　応援券の記載事項を改変して使用したとき。

　(４)　虚偽その他不正の行為により、応援券の交付を受けたとき。

　(５)　その他応援券の交付に関する市長の指示を遵守しないとき。

３　市長は、受給者が前項第２号から第５号までのいずれかに該当し、必要があると認めるときは、当該受給者が既に使用した応援券の額面に相当する金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

　（登録店舗等）

第８条　市長は、別に作成する募集要項により応募した事業者を、応援券を利用できる店舗として登録する。

２　応援券を利用できる店舗として登録を受けようとする者は、「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録（変更）申請書（別記様式第３号）又は電子申請により市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の申請があった場合において、応援券を利用できる店舗として適当と認めるときは、「今治市子どもが真ん中応援券」を利用可能な店舗として登録し、「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録書（別記様式第４号）を交付するものとする。

４　前項の登録書の交付を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、第１項の申請書に記載した事項に変更等があったときは、「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録（変更）申請書により市長に届け出なければならない。

　（登録店舗の取消等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかの場合には、登録の全部又は一部を取り消すことができる。

　(１)　登録店舗が業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないとき。

　(２)　登録事業者が登録の取消しを申し出たとき。

　(３)　登録店舗の故意による応援券の不正使用等があったとき。

　(４)　登録事業者が虚偽その他不正の行為により、次条の請求を行ったとき。

　(５)　その他応援券の交換に関する市長の指示を登録店舗が遵守しないとき。

２　市長は、登録店舗が前項第３号から第５号の規定により登録の取消しを受けた場合において、必要があると認めたときは、当該登録店舗の登録申請を行った登録事業者が受領した応援券に対して支払いを行った助成金の額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

３　登録店舗は、第１項の規定による登録の取消しにより損害が生じたとしても、その賠償を市長に請求することができないものとする。

４　第１項の規定により市長が登録を取り消した場合において、登録を取り消された登録店舗が既に受領した応援券（不正に取得されたものでない場合に限る。）を有する場合は、当該登録を取り消された店舗の登録申請を行った登録事業者は、当該応援券に係る助成金の請求を行うことができるものとする。

　（助成金の請求手続）

第10条　登録事業者は、毎月初日から末日までに受領した応援券を登録店舗ごとに集計し、翌月の10日までに今治市子どもが真ん中応援券交付事業助成金交付請求書（別記様式第５号）を添えて、市長に請求するものとする。

　（台帳の整備）

第11条　市長は、事業に関する台帳を備え、応援券の交付状況等所要の事項を記載しなければならない。

　（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

１　この要綱は令和７年４月１日から施行する。

２　既に今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱（令和３年８月２日今治市要綱）及び今治市子どもが真ん中応援券（第１子）交付事業実施要綱（令和５年１月１日今治市要綱）によって登録店舗となっている事業者については、当事業においても店舗登録されているものとみなす。



別記様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

**「今治市子どもが真ん中応援券」交付申請書**

（宛先）今治市長

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　（母又は父）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱の規定に基づき、今治市子どもが真ん中応援券の交付等を申請します。

□夫婦共に市税の滞納はなく、市が夫婦の市税の納付状況について照会することに同意します。

□世帯の状況について、市が照会することに同意します。

□暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に該当しません。

□他市町から同様の助成金等の交付を受けていません。

□市長が必要と判断した場合、提出書類に記載された情報を他の行政機関等に照会し、又は提供する事について同意します。

□今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱の規定を遵守することを誓います。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏　　名 | 生年月日 | 出生時年齢 | 今治市での継続居住期間 | 同居・別居 |
| 対象乳児 |  |  |  |  |  |
| 母 |  |  |  | □３月以上 | 同　・　別 |
| 父 |  |  |  | □３月以上 | 同　・　別 |

|  |  |
| --- | --- |
| 交付券の内容 | 取得事由　□出生□転入（基本県外からのみ）　　転入日　　年　　月　　日 |
| 券の種類 | 番号 |
| 共通(50枚) | ― | 再交付（持参枚数：　　　　　）　□汚損・破損 |
| 共通(50枚) | ― |
| 共通(50枚) | ― | 受領署名　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| どちらか | 35歳以下(50枚) | ― |
| それ以外(30枚) | ― | 交付枚数200　・　180　・　　　　枚 |
| 本人確認書類　　　免許証・マイナンバーカード・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

遵守事項等

　１．下記事項が発生した場合は、速やかに応援券を返還すること。

（１）対象乳児を監護しなくなったとき又は市外に転出したとき

２．応援券の交付後、下記事項に該当する行為を行った場合は応援券の返還及び既に利用した応援券相当額の返還を求めることが
あります。

（１）正当な理由なく今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱第７条第１項の届出を怠ったとき

（２）応援券を第三者に譲渡し、又は使用させたとき

　（３）応援券の記載事項を改変して使用したとき

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受付 | 審査 | 交付 |
|  |  |  |

　（４）虚偽その他不正の行為により、応援券の交付を受けたとき

　（５）その他応援券の交付に関する市の指示を遵守しないとき

別記様式第２号（第７条関係）

　　　　　　　年　　　月　　　日

**「今治市子どもが真ん中応援券」返還届出書**

（宛先）今治市長

届出者　住所

（保護者）

氏名

電話番号

　今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱の規定に基づき、今治市子どもが真ん中応援券の返還を届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象乳児 | 氏　　名 | 生年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 保護者(交付対象者) | □届出者と同じ | 保護者氏名 |
| 返還事由 | □　対象乳児を監護養育しなくなった□　市外へ転出□　その他（　　　　　　　　　　）返還事由の発生（予定）日　　年　　　月　　　日 | 返還する応援券の枚数　　　　　　　　　　　　　　　　　枚 |
| 備　考　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

別記様式第３号(第８条関係)

「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録（変更）申請書

年　　月　　日

（宛先）今治市長

申請者の住所

又は所在地

名称及び代表者名

電話番号

今治市内の下記の店舗について、「今治市子どもが真ん中応援券」を利用できる店舗として登録を受けたいので、今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱第８条第２項（第４項）の規定により（登録・変更・廃止）申請します。

なお、申請に当たり今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱を遵守することを誓約します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 対象品目 | タオル類・衣類・衛生用品・玩具・ベビーインテリア・乳児用食品ベビーカー・チャイルドシート・その他製品（　　　　　　　　　　　　）サービス（　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　） |
| 特記事項 |  |

担当者

　職（担当）　　　　　氏名

　電話番号

（次紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |



別記様式第４号(第８条関係)

第　　　号

　　年　　月　　日

「今治市子どもが真ん中応援券」利用可能店舗登録書

（代　表　者）　様

今治市長　　　　　　　印

　年　月　日付けで申請のあった下記の店舗については、今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱第８条第３項の規定により、「今治市子どもが真ん中応援券」を利用することができる店舗として登録する。

記

１　登録事業者番号　第　　　　号

２　登録された店舗

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |

※今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱第９条第１項の規定による登録の取消しにより損害が生じたとしても、その賠償を市長に請求することができないものとする。

（次紙）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 電話番号ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |
|  |  | 今治市 |  |

別記様式第５号(第10条関係)

年　　　月　　　日

今治市子どもが真ん中応援券交付事業助成金交付請求書

（宛先）今治市長

請求者の住所

又は所在地

名称及び代表者名

　　　年　　月　　日　第　　　号で登録を受けた店舗において受領した応援券について、下記のとおり集計しましたので、今治市子どもが真ん中応援券交付事業実施要綱第10条の規定に基づき、応援券【今治市保管用】を添えて請求します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金額 | 百 | 拾 | 万 | 千 | 百 | 拾 | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |

ただし、対象月　　　年　　月分

　　　　応援券　　　枚　×　助成額1,000円として

各登録店舗受領状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 使用枚数（枚）（A） | 金額（円）(B)＝(A)×1,000 |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
| 合計 |  |  |

担当者

　職（担当）　　　　　氏名

　電話番号

（次紙）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 店舗名 | 住所 | 使用枚数（枚）（A） | 金額（円）(B)＝(A)×1,000 |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
|  |  | 今治市 |  |  |
| 合計 |  |  |